

令和7年度

事業計画書

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

令和7年度 事業計画

《 目 次 》

基本方針	1
------	---

総務部門

法人運営事業	2
--------	---

児童館の指定管理及び児童クラブ受託運営	4
---------------------	---

山陽総合福祉センターの運営管理	5
-----------------	---

地域福祉部門

地域福祉事業	5
--------	---

ボランティアセンター事業	7
--------------	---

地域生活支援センター事業	9
--------------	---

経営部門

障害福祉サービス事業所「グリーンヒル山陽」	10
-----------------------	----

社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会

令和7年度 事業計画

基本方針

社会福祉協議会の主たる役割として、本会は住民主体の理念に基づき、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、福祉の推進を目的とした事業を実施するとともに、地域での福祉活動を支援していくなど、支え合いを核とした福祉コミュニティの育成に努めてまいりました。

日常生活における地域の福祉課題についても、近隣との普段の繋がりを基調とした活動の中で、住民同士が解決につなげていく仕組みづくりが強く求められおり、山陽小野田市においてもその礎となるべく地区運営協議会（RMO）が各地域のなかで発足し、今年度から本格的な運営が始まります。

山陽小野田市社会福祉協議会では、これら地域の動向を見据えながら「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」に則り、声をかけあえる住民同士のつながりを支えあいの仕組みとして整備していき、地域の住民が主役となってそれぞれの特性を生かした福祉活動を展開していけるよう、地区担当制の役割をこれまで以上に強化していき、地域の福祉力向上に努めてまいります。

更には、現在、昨今の物価上昇や経済的な問題が低所得者世帯や生活困窮者世帯に大きく押し掛かり、これらの相談や対応すべきニーズは一向に減少しない傾向にあります。このようなケースに対応するためには職員の高いスキルと専門性が求められ、関連した研修会等への参加やジョブトレーニングを通じて職員の資質向上に努めることで、これからも適切な対応を行うよう心がけてまいります。

また、今年度は、老朽化が進んだ山陽総合福祉センター（山陽支所）及び山陽地区における社協活動拠点の考え方について、本会の方向性を定めてまいります。

総務部門

法人運営事業

重点目標

- ① 人権研修を通じたコンプライアンスの徹底
- ② 山陽地区における拠点の調整
- ③ 地域福祉活動助成金の見直し

全職員を対象に、虐待防止やハラスメント研修を実施し、職員の資質向上を図り、法令遵守の徹底に努めます。

山陽地区の拠点である山陽総合福祉センターは老朽化により今後の使用が困難な状態であるため、山陽地区における拠点の方向性について調整を進めて参ります。

また、善意銀行・共同募金とも減少傾向ではありますが、地域福祉活動が停滞しないように事業の方針や財源について、関係機関と共有し地域住民が主体となった事業の推進に取り組めます。

1. 法人運営及び基盤体制

- (1) 社協組織の充実
- (2) 規則、諸規程等の整備
- (3) 会議、役員会等の運営
 - ・ 理事、監事、評議員の改選
 - ・ 理事会の開催
 - ・ 監事会の開催
 - ・ 評議員会の開催
 - ・ 総務委員会の開催
 - ・ 地域福祉委員会の開催
 - ・ 苦情解決第三者委員会議の開催
 - ・ 評議員選任・解任委員会の開催

新 (4) 山陽地区における拠点の調整

2. 経営基盤の強化

- 新 (1) 事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 基盤強化計画・財政計画の運用
 - ・ 第4期財政計画（令和6年度～令和8年度）の運用
- (3) 社協会員加入促進

- ・税額控除制度の周知
- ・特別会員、賛助会員の新規開拓
- (4) 民間財源の確保【善意銀行寄付金、共同募金配分金】
- (5) 補助金の安定確保及び適正な委託事業の受託
- (6) 基金、積立金等資産の整備
 - ・社会福祉基金
 - ・ボランティア基金
 - ・財政調整積立金
 - ・山陽総合福祉センター施設整備積立金
 - ・交通遺児奨学積立金
 - ・災害援護積立金

3. 効果的な組織体制による運営

- (1) 部署間の連携強化
 - ・管理職員連絡会・安全衛生委員会【全体会議】
- (2) 職員間の情報共有と効果的な連携
 - ・総務連絡会
 - ・児童館・児童クラブ全体会議
 - ・児童館・児童クラブ連絡会議
 - ・児童館館長会議

4. 職員研修等の実施

- (1) 職員研修会の開催
 - ・人権（虐待防止、ハラスメント）研修
- (2) 外部研修への参加促進
 - ・計画的な研修受講
- (3) 市（福祉部）との調整会議の実施

5. 貸出事業

- ・介助用具（車いす）貸出

6. 第21回社会福祉大会の実施

- (1) 社会福祉事業・共同募金功労者等表彰
- (2) 社会福祉事業の啓発

7. 福祉情報発信啓発

- (1) 広報誌「かけはし」の充実
- (2) ホームページによる情報発信の活用
- (3) FM コマーシャルの活用
- (4) ソーシャルメディア（インスタグラム）を活用した情報発信

8. 災害援護

- (1) 各協定に基づく職員派遣等の実施
- (2) 関係機関との連携強化

9. 団体事務受託

- (1) 山口県共同募金会山陽小野田市共同募金委員会
- (2) 山陽小野田市老人クラブ連合会【地域福祉課】
- (3) 山陽小野田市障害者協議会【山陽支所】
- (4) 厚狭遺族会【山陽支所】
- (5) 埴生遺族会【山陽支所】
- (6) 厚狭護国神社奉賛会【山陽支所】
- (7) 埴生護国神社奉賛会【山陽支所】

児童館の指定管理及び児童クラブ受託運営

児童館指定管理事業（令和3年度から令和7年度まで5カ年）および児童クラブ事業（市委託事業）では、「運営マニュアル」および「緊急対応マニュアル」に基づき、均衡のとれたサービスの提供と安心安全な運用に引き続き努めます。

また、児童クラブ年間支援計画・行事計画を作成し適切な支援に取り組みます。

1. 児童館事業（指定管理事業：6館、R3-R7）

本山児童館	赤崎児童館	須恵児童館
高泊児童館	高千帆児童館	有帆児童館

- (1) 運営マニュアル・緊急対応マニュアルの見直し
- (2) 研修受講による職員の知識や技術の向上及び職場倫理の徹底

2. 児童クラブ事業：市委託事業（6クラブ）

本山児童クラブ	赤崎児童クラブ	須恵児童クラブ
高泊児童クラブ	高千帆児童クラブ	有帆児童クラブ

- (1) 年間支援計画書・行事計画書の作成
- (2) 安心・安全に過ごせる居場所づくり
- (3) 研修受講による職員の知識や技術の向上及び職場倫理の徹底

山陽総合福祉センターの運営管理

老朽化が進む施設ですが、危険箇所の迅速な補修及び利用制限等を行いながら、山陽地区の身近な地域福祉活動の拠点として機能を最大限発揮できるよう、安心して安全な運営管理に努めます。

1. 施設運営及び管理

(1) 施設運営

- ・福祉相談窓口の周知徹底
- ・地域福祉拡充の場として関係団体への施設の開放
- ・限られたスペースを活用した効率的な施設運営

(2) 施設管理

- ・危険箇所の使用制限による施設の安全管理
- ・光熱水費の節減

(3) 感染防止対策の徹底

(4) 山陽総合福祉センター運用方針の決定

- ・老朽化の進む施設の扱いについて、今後の方針決定

地域福祉部門

地域福祉事業

重点目標

- ① 地域住民主体の地域福祉活動支援
- ② 地区担当職員によるコミュニティワークの強化
- ③ 見守りネットワークどうしちよるネットの拡充

市内すべての地区において地区運営協議会が始動し、地域の福祉事業は地域で主体的に実施されることになりました。本会の地域福祉事業についてはその趣旨に沿うよう各地区と密接に関わり、協働して地域福祉課題の解決に取り組んで参ります。

また、地区担当職員のスキル強化を図り、地区の特性に合わせた支援を行います。

1. 福祉の輪づくり推進基盤整備事業

新 (1) 地域住民主体の地域福祉活動支援（地区担当職員の地域支援）

- ・各地区運営協議会福祉事業部会へ伴走的支援
(情報共有・会議等への参加や共同参画)

- ・ 出前講座や地区における福祉合同会議・見守り活動等の福祉懇談会等を活用したどうしちよるネットの推進
- ・ 各種補助金や助成金の手続き支援
- ・ 各地区支え合いの仕組みづくり支援
- ・ 福祉員委嘱状交付
- ・ 福祉員表彰推薦
- (2) 地域福祉活動計画推進事業
 - ・ 地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会運営
- 新 (3) 各地区で実施される福祉懇談会等への参画
 - ・ どうしちよるネットの拡充
 - ・ どうしちよるネット加入者の情報管理
- (4) ふれあい・いきいきサロン設置推進
 - ・ ふれあい・いきいきサロン設置推進
 - ・ ふれあい・いきいきサロン活動支援
(ヒアリングによる実態把握と課題の抽出)
 - ・ サロンに役立つレク講座の開催
 - ・ オンラインを活用したサロンの実施
 - 新 ・ 社協の広報媒体を活用した情報発信
- (5) 社会福祉協議会と社会福祉法人(福祉施設)との協働による地域公益活動の推進
 - ・ 社会福祉法人(福祉施設)との情報交換及び連絡会を実施
 - ・ 様々な福祉事業の拡充を目的とした市内社会福祉法人との連携促進
- 新 (6) 生活支援体制整備事業：地域支え合い支援員(地区担当職員)(仮称)の設置(市委託事業)
 - ・ 地域の実態やニーズ、地域資源の把握と分析
 - ・ 地域資源の創出支援
 - ・ 地域におけるネットワーク構築
 - ・ 市が設置する協議体への参画
 - ・ 地域ケア個別会議への参加
 - ・ ケアマネとの情報交換会

2. 見守りネットワーク強化推進事業

- (1) どうしちよるネット普及啓発
 - ・ どうしちよるネットキャラクターを活用した見守りネットワークの普及啓発
 - ・ どうしちよるネットの災害時の活用と関係機関との連携
- (2) あんしんキットの設置推進と情報更新
 - ・ あんしんキット設置者名簿の情報把握・整理

3. ふれあい福祉事業

- 新 (1) 高齢者ふれあい事業支援
- (2) 意思疎通支援事業(市委託事業)
 - ・ 意思疎通支援事業コーディネート

- ・意思疎通支援者への活動支援
- ・要約筆記団体へのパソコン貸与
- (3) 手話奉仕員に関する講座
 - ・養成講座（入門編・35 時間）の開催（市委託事業）
 - ・手話奉仕員スキルアップ講座（10 時間）の開催（市委託事業）
- (4) 愛ちゃんと希望くんの「赤い羽根文庫」の実施
- (5) 家族介護支援事業（市委託事業）
- (6) ひだまりサロン（介護者の集い）
- (7) 交通遺児就学等支援助成金の交付

4. 財源確保に向けた取り組み

- ・市社協ふれあいチャリティゴルフ大会の開催

5. 会議

- ・職員間の情報共有と効果的な連携
 - 地域福祉課連絡会議
 - 地域・地区担当連絡会議
 - 地域生活支援センター会議

ボランティアセンター事業

重点目標

- ① ボランティアセンターの機能強化
- ② 福祉教育の推進と普及啓発
- ③ ボランティア活動の育成支援

近年の相次ぐ災害に備え、災害ボランティアセンター機能を平素より強化してまいります。既存のボランティアのみならず、新たなボランティアの育成と、ボランティアの活躍をサポートするボランティアコーディネート機能の充実に努めます。

また、市民に向けて目に見える形でボランティア活動の普及啓発に取り組んでまいります。

1. ボランティア活動推進事業

- (1) ボランティア活動推進事業
 - ・ボランティア登録・斡旋
 - ・コーディネート機能の強化
 - ・ボランティア活動備品等支援
 - ・ボランティア活動保険支援

(2) 情報発信・啓発事業

- ・福祉教育の推進（出前講座）
- ・ボランティアセンターだより「ぼらカフェ」
- ・FMラジオによる情報発信（FMスマイルウエーブ）や社協の広報媒体を活用した情報発信

(3) いきいき介護サポーター事業（市委託事業）

- ・サポーターと受入施設の新規登録の推進
- ・受入施設のニーズとサポーターの特技を活かすコーディネートとマッチングの強化
- ・サポーター現任研修会の開催（年2回）
- ・サポーター通信による活動促進のための情報発信（年2回）
- ・SNSの活用

新・登録サポーターの現状把握と支援

(4) 災害ボランティア養成の体制整備

- ・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施
- ・災害ボランティア登録の周知
- ・山陽小野田市災害ボランティアセンターに関する担当者会議の実施

新・関係団体と連携協定推進

新・災害ボランティア啓発パンフレットの作成

2. ボランティア連絡協議会支援事業

(1) ボランティア連絡協議会の開催（小野田、山陽）

新・ボランティア連絡協議会の活動等の周知啓発

(2) ボランティア連絡協議会運営費助成の実施

(3) ボランティア交流会の支援

(4) ボランティア連絡協議会への新規加入の促進

3. ボランティア活動啓発事業

(1) 学生ボランティア会議の開催

(2) ボランティア養成講座の開催

(3) カレンダーバザーの実施

(4) 収集ボランティア活動支援

(5) ボランティア・障害者との交流事業「障害者の日の集い」協力

地域生活支援センター事業

重点目標

- ① 生活困窮者自立相談支援事業の包括的、横断的实施
- ② 日常生活自立支援事業と成年後見制度との連携強化

コロナ以前から生活課題を抱えていた世帯への長期的な支援が求められており、他機関と連携を強化し包括的・横断的な支援が実施できるよう努めます。

判断能力が低下している方が必要な福祉サービスを利用できるように、市成年後見センターと連携を強化し、日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用促進を図ります。

1. 生活困窮者自立相談支援事業（市委託事業）

- (1) 自立相談支援事業
- (2) 支援調整会議
- (3) 住居確保給付金事業
- (4) 生活保護受給者等就労支援事業
- (5) 食糧支援事業
- (6) フードパントリーの実施

2. 福祉総合相談事業（福祉まるごと相談）

3. 資金貸付事業

- (1) 生活福祉資金（県社協委託事業）
 - ・総合支援資金
 - ・緊急小口資金
 - ・福祉資金
 - ・教育支援資金
 - ・不動産担保型生活資金
- (2) 緊急生活つなぎ資金
- (3) 法外援護資金
- (4) 生活安定対策資金
- (5) 貸付調査委員会の開催
- (6) 特例貸付債権管理事務

4. 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）（県社協委託事業）

5. 法人成年後見人受任事業

経営部門

障害福祉サービス事業所「グリーンヒル山陽」

重点目標

- ① 法令遵守の徹底
- ② 利用者の自立支援
- ③ 安定した工賃支給

利用者の特性に応じた支援に取り組むとともに、虐待、感染症、災害等のリスク管理に対する職員の意識向上を図り、安心して利用のできる障害福祉サービス事業所の運営に努めます。

1. 施設運営

(1) 利用定員の確保

- ①施設実習、施設見学の受入
- ②宇部総合支援学校進路指導懇談会・進路確認会への参加

(2) 安心・安全のための取り組み

- ① 職員体制の充実
- ② 虐待防止の徹底
 - ・虐待防止及び身体拘束適正化委員会の開催（年4回）
 - ・虐待防止に関する研修会の実施
 - ・虐待防止チェックリストの自己診断（年4回）
- ③ 感染症予防及び災害や防犯への対応力の強化
 - ・感染防止指針に沿った研修、訓練の実施
 - ・消防避難訓練の実施（年2回）
 - ・防犯訓練の実施（年1回）

④ 施設環境整備

⑤ 健康診断、健康相談、歯科検診の実施

(3) 施設行事関係

日帰り旅行、秋まつり、クリスマス会、新年会

(4) 関係機関との連携

【施設内】利用者の会（月1回）

保護者説明会（年2回）

【施設外】自立支援協議会定例会（月1回）

関係機関への事業協力

(5) 会議

職員会議

調整会議

業務会議（生活・就労B）

支援会議（生活・就労B）

2. 就労継続支援B型事業

- (1) 安定した収入確保のための作業内容の見直し
- (2) 作業手順書の見直し
- (3) 自立支援活動の充実（年3回）

作業内容

【施設内】 自転車部品関連作業、自転車部品組立、ウエス加工、自動車部品成形、お茶関連、アルミ缶回収、印刷、釘加工、喫茶、にんにくの皮むき、手袋洗浄作業

【施設外】 寝太郎公園除草清掃、物見山公園トイレ清掃、農福連携（ブロッコリー収穫補助）、山陽小野田地方卸売市場トイレ清掃、山陽小野田市民病院除草作業（年3回）

3. 生活介護事業

新

- (1) 支援の標準化
- (2) 支援手順書に沿った支援の徹底
- (3) スキルアップのための各種研修会への参加

日中活動支援

【娯 楽】 遊具活動、カラオケ、DVD鑑賞、わくわくプチイベント等

【創 作】 壁面飾り作り、書道、カレンダー作り等

【学 習】 かず練習、文字練習等

【運 動】 ウォーキング、体操等

【保 健】 健康指導、体重・体脂肪率チェック等

4. 日中一時支援事業（3市委託事業）